（前のページより続き）

○漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七〇）　二三〇

○漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号から第八号までに掲げる養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七一）　二三一

○漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第九号から第十一号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七二）　二三二

○漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七三）　二三三

○漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号から第八号までに掲げる養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七四）　二三四

○漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第九号から第十一号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四七五）　二三五

○漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同四七六）　二三六

○漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同四七七）　二三七

○漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定方法を定める件の一部を改正する件（同四八五）　二三八

○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境一〇）　二三九

○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同一一）　二四〇

○漁船損害等補償法第百十八条の二第三項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同四八二）　二四一

○漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同四八三）　二四二

○漁船損害等補償法第百二十九条に規定する組合責任保険金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同四八四）　二四三

○漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定方法を定める件の一部を改正する件（同四八五）　二四四

○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境一〇）　二四五

○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同一一）　二四六

○漁船損害等補償法第百三十五条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率の算定の基礎となる期間を定める件の一部を改正する件（同四七八）　二三五

○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同四七九）　二三六

○漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同四八〇）　二三七

○漁船損害等補償法第百十八条の二第三項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同四八一）　二三八

本号で公布された法令のあらまし

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七三号）（警察庁）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万二、五五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万七、八九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万六、二八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万八、九〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七四号）（法務省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万二、五五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万七、八九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万六、二八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万八、九〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七五号）（国土交通省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万二、五五〇円に、常時介護を要する状